

平成 29 年 6 月 8 日

平成29年第 2 回登米市議会定例会
6 月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	あずま けい ぞう 東 敬 三
住所	登米市迫町
職業	農業

諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	やま がた とし ふみ 山 形 利 文
住所	登米市津山町
職業	無職

報告第 12 号	繰越明許費繰越計算書について
報告第 13 号	平成28年度登米市水道事業会計継続費繰越計算書について
報告第 14 号	平成28年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について
報告第 15 号	平成28年度登米市病院事業会計継続費繰越計算書について
報告第 16 号	平成28年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書について

本案は、平成28年度登米市一般会計予算、下水道事業特別会計予算及び宅地造成事業特別会計予算における繰越明許費、平成28年度登米市水道事業会計予算における継続費年割額の通次繰越し及び予算繰越し、平成28年度登米市病院事業会計予算における継続費年割額の通次繰越し及び予算繰越しについて、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定により、それぞれ繰越計算書を調製したもので、議会に報告するものであります。

議案第 41 号	平成29年度登米市一般会計補正予算(第1号)
議案第 42 号	平成29年度登米市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第 43 号	平成29年度登米市土地取得特別会計補正予算(第1号)
議案第 44 号	平成29年度登米市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 45 号	平成29年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 46 号	平成29年度登米市病院事業会計補正予算(第1号)

本案は、議案第 41 号平成 29 年度登米市一般会計補正予算(第 1 号)から議案第 46 号平成 29 年度登米市病院事業会計補正予算(第 1 号)までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 12 億 507 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 478 億 6,640 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、認定こども園等施設整備事業 2 億 7,559 万円、長沼ボート場クラブハウス整備事業 2 億 8,674 万円、パークゴルフ場整備事業 5 億 5,928 万円などを増額する一方、国民健康保険特別会計繰出金 9,691 万円などを減額して計上しております。

歳入では、地方創生拠点整備交付金などの国庫支出金 1 億 4,072 万円、子育て支

援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金などの県支出金 1 億 1,321 万円、財政調整基金繰入金 1 億 1,663 万円などを増額して計上しております。

また、継続費補正として追加 2 件、地方債補正として追加 2 件、変更 3 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で、給付費の見通しに基づき保険給付費 2 億 2,965 万円などを減額、歳入では、国民健康保険税 1 億 9,550 万円、財政調整基金繰入金 2 億 9,149 万円などを減額する一方、繰越金 3 億 7,047 万円などを増額して計上しております。

土地取得特別会計の歳出では、宅地造成事業特別会計への繰出金 3,651 万円を、下水道事業特別会計の歳出では、下水道施設整備事業 4,000 万円と地方債補正として変更 1 件を、宅地造成事業特別会計の歳出では、住宅用地造成事業 3,651 万円を計上しております。

企業会計については、病院事業会計で医業収益 376 万円、医業費用 1,983 万円などの増額と、たな卸資産購入限度額を増額して計上しております。

議案第 47 号	登米市公園条例の一部を改正する条例について
----------	-----------------------

本案は、長沼ボート場クラブハウスの整備に伴い、長沼フートピア公園ふるさと交流館を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 8 ページ)

議案第 48 号	登米市火災予防条例の一部を改正する条例について
----------	-------------------------

本案は、消防庁次長通知(平成25年12月19日消防予第484号)に基づく、違反對象物に係る公表制度を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 11 ページ)

議案第 49 号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
----------	----------------------------

本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)が平成29年3月31日に公布されたこと及び国民健康保険税の税率を見直し納税者の負担軽減を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表12ページ)

議案第 50 号	財産の取得について
----------	-----------

本案は、可搬消防ポンプ付普通積載車購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 51 号	財産の取得について
----------	-----------

本案は、東部東和学校給食センター食器・食缶洗浄機購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 52 号	財産の取得について
----------	-----------

本案は、東和町域小中学校教育用コンピュータ（校務用）機器購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 53 号	財産の取得について
----------	-----------

本案は、南方町域小学校教育用コンピュータ（校務用）機器購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 54 号	財産の取得について
----------	-----------

本案は、津山町域小中学校教育用コンピュータ（校務用）機器購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 55 号	登米市辺地総合整備計画の策定及び変更について
----------	------------------------

本案は、平成29年1月に登米市総合計画実施計画を見直したことに伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により6辺地に係る総合整備計画を策定するとともに、同条第8項において準用する同条第1項の規定により1辺地に係る総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 56 号	登米市過疎地域自立促進計画の変更について
----------	----------------------

本案は、平成29年1月に登米市総合計画実施計画を見直したことに伴い、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、登米市過疎地域自立促進計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

登米市公園条例 新旧対照表

改正案		現 行																		
第 1 条～第21条 (略) 別表第 1 (略) 別表第 2 (第 7 条関係) 長沼フートピア公園		第 1 条～第21条 (略) 別表第 1 (略) 別表第 2 (第 7 条関係) 長沼フートピア公園																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設又は設備</th> <th>使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>シャワー室</td> <td>午前 8 時から午後 9 時30分まで</td> </tr> </tbody> </table>		施設又は設備	使用時間	(略)		シャワー室	午前 8 時から午後 9 時30分まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設又は設備</th> <th>使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>シャワー室</td> <td>午前 8 時から午後 9 時30分まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ふるさと交流館</td> <td>宿泊利用</td> <td>午後 4 時から翌日午前10時まで</td> </tr> <tr> <td>日帰り利用</td> <td>午前10時から午後 3 時まで</td> </tr> </tbody> </table>		施設又は設備	使用時間	(略)		シャワー室	午前 8 時から午後 9 時30分まで	ふるさと交流館	宿泊利用	午後 4 時から翌日午前10時まで	日帰り利用	午前10時から午後 3 時まで
施設又は設備	使用時間																			
(略)																				
シャワー室	午前 8 時から午後 9 時30分まで																			
施設又は設備	使用時間																			
(略)																				
シャワー室	午前 8 時から午後 9 時30分まで																			
ふるさと交流館	宿泊利用	午後 4 時から翌日午前10時まで																		
	日帰り利用	午前10時から午後 3 時まで																		
南方花菖蒲の郷公園 (略) 別表第 3 (第13条関係) 1 長沼フートピア公園使用料 (略)		南方花菖蒲の郷公園 (略) 別表第 3 (第13条関係) 1 長沼フートピア公園使用料 (略) 2 迫ふるさと交流館使用料																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊</td> <td>一般、大学生</td> <td>1人当たり</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		利用区分		単位	使用料	宿泊	一般、大学生	1人当たり	3,000円									
利用区分		単位	使用料																	
宿泊	一般、大学生	1人当たり	3,000円																	

2 平筒沼ふれあい公園管理棟・南方大嶽山交流ハウス・北上川親水公園使用料

施設名称	利用区分	使用料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	
			冷房	暖房

	高校生	1人当たり	2,000円
	中学生、小学生	1人当たり	1,500円
	小学生未満	1人当たり	無料
研修室	午前9時から正午まで	1室当たり	1,000円
	正午から午後4時30分まで	1室当たり	1,000円
	午後5時から午後9時まで	1室当たり	2,000円
	午前9時から午後9時まで	1室当たり	4,000円
厨房及び食堂(集会室)	午前10時から午後3時まで	—	3,000円
	午後4時から午後9時まで	—	5,000円

備考 宿泊の場合は、研修室、厨房及び食堂の使用料は、無料とする。

3 平筒沼ふれあい公園管理棟・南方大嶽山交流ハウス・北上川親水公園使用料

施設名称	利用区分	使用料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	
			冷房	暖房

(略)			
-----	--	--	--

備考 (略)

3 中田ふれあい中央公園使用料

利用区分	使用料
(略)	

備考 (略)

別表第4 (略)

(略)			
-----	--	--	--

備考 (略)

4 中田ふれあい中央公園使用料

利用区分	使用料
(略)	

備考 (略)

別表第4 (略)

登米市火災予防条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第47条 (略)</p> <p><u>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</u></p> <p><u>第47条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法又は令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手續は、規則で定める。</u></p> <p>第48条～第50条 (略)</p>	<p>第1条～第47条 (略)</p> <p>第48条～第50条 (略)</p>

登米市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第2条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の6.50</u>を乗じて算定する。</p> <p>第5条～第22条 (略) (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p>	<p>第1条～第2条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の8.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の9.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>第5条～第22条 (略) (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p>

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

第23条の2～第26条 (略)

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき265,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき48万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

第23条の2～第26条 (略)